

補助金概要調書

補助金名	社会福祉協議会補助金			
所管部課	福祉保健部長寿社会課 (TEL 23 - 5156(直通))			
補助対象者	米子市社会福祉協議会			
補助開始年度	昭和39年			
交付目的	米子市における社会福祉・地域福祉の中核的組織として事業を実施している社会福祉協議会の能率的運営を図るとともに、社会福祉のニーズの多様化する中で地域福祉活動を支援し、社会福祉事業の充実を目指す。			
補助金額と過去の補助実績 ()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	64,774千円 (64,774)千円	70,079千円 (70,079)千円	54,800千円 (54,800)千円	46,833千円 (46,833)千円
補助事業の内容	社会福祉組織活動の育成 しあわせと生きがいを高める福祉活動の推進 在宅福祉支援活動の推進と開発			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		46,833千円	
	内補助対象経費		46,833千円	
	補助対象経費の内訳		社会福祉協議会人件費補助	43,127千円
		社会福祉大会	160千円	
		デイサービス建物償還補助金	3,546千円	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		定額補助	
	限度額		無	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	自主財源が少ない社会福祉協議会に対し、人件費の助成を行い運営を安定化させることにより、社会福祉協議会が担う地域福祉の推進を中核的に進めることが可能になる。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	社会福祉協議会は、社会福祉法に設置の根拠を置く「地域福祉の推進を目的とする中心的な団体」であり、行政では実施困難な民間性を持ったサービス分野の事業を実施しているが、その財源は脆弱で、補助の継続は必要であり、終期の設定はしない。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)				